

# 令和8年度阿南市浄化槽補助金交付申請手続きについて

## 補助対象

- 浄化槽 ・ ・ ・ ・ 10人槽以下の小型合併処理浄化槽で国庫補助指針に適合するもの。  
令和9年3月末までに工事が完了できるもの。
- 地 域 ・ ・ ・ ・ 阿南市全域。ただし、公共下水道事業計画区域、コミュニティプラント処理区域及び農業集落排水処理区域を除く。農業集落排水処理施設の管理上、施設に接続することができない場合は、補助対象とする。
- 建 物 ・ ・ ・ ・ 専ら住居の用に供する建物、又は延べ床面積のおおむね2分の1以上を住居の用に供する建物。  
※販売又は賃貸を目的とする建物に浄化槽を設置する場合は原則対象外。

## 補助金の交付申請

申請期間は原則として令和8年4月1日（水）から令和9年2月12日（金）まで（必着）

**添付書類**※着工の10日前までに交付申請すること。

- 1 浄化槽設置届出書又は浄化槽設置に関する計画書の写し
- 2 設置場所の案内図
- 3 浄化槽設置費の見積書の写し
- 4 浄化槽の構造図
- 5 浄化槽の配置配管図
- 6 住宅等を借りている方は、賃貸人の承諾書
- 7 登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- 8 浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会受講証の写し
- 9 機能保証制度に基づく保証登録証の写し
- 10 浄化槽法第7条及び11条検査手数料払込証明書
- 11 阿南市羽ノ浦農業集落排水処理施設に、接続することができないことの証明書（該当する場合は事前にご相談ください。）
- 12 申請者の住民票及び納税証明書（発行可能な最新のもの）
- 13 申請者住所地の浄化槽設置情報確認書、浄化槽保守点検記録票の写し等の申請者の従前の汚水処理状況等が分かる書類（阿南市外または集合住宅等に住所のある方は除く。）  
※阿南市外または集合住宅等に住所のある方以外で汚水処理状況等が分かる書類の提出ができない場合は、申告書を別途提出頂きます。
- 14 その他の書類（該当者全員）

## 実績報告

補助事業完了後1ヶ月を経過する日または令和9年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。年度内に工事が完了できない場合は、早急に報告してください。

住所欄は、特段の事情がない限り、転居後の住所を記入してください。

転換の場合は「徳島県主催の浄化槽教室に参加したことを証する書面」の提出が必須となります。（新設の場合は省略可）

## 浄化槽教室

浄化槽を設置される方は実績報告書の提出期限までに浄化槽教室を必ず受講してください。（徳島県浄化槽事務取扱要領第2条第5項）